

旅券（パスポート）の記載事項に変更が生じた場合の手続きの概要

有効な旅券（パスポート）をお持ちの方の氏名や本籍の都道府県名に変更があった場合は、記載事項を変更した上で、新しく１０年旅券又は５年旅券を選ぶ「訂正新規申請」か、現在の残存有効期間を引き継ぐ「残存有効期間同一旅券」（令和６年３月２７日の旅券法改正後の制度）の申請かを選ぶ事が出来ます。

１ 手続きが必要な方

現在お持ちの有効旅券の記載事項（戸籍上の氏名、本籍の都道府県名、性別又は生年月日）に変更（※）がある場合は、手続きが必要です。

※ただし、次のような場合は、手続きの必要はありませんが、旅券の所持人自署（サイン）等を変更するために、新しい旅券の発給申請（切替新規申請）をすることは可能です。

・氏名の変更があっても、旅券のローマ字表記に変更がない場合

（例：「伊藤（ＩＴＯ）」→「伊東（ＩＴＯ）」、「小野（ＯＮＯ）」→「大野（ＯＮＯ）」）

２ 手続きの方法

次の（１）又は（２）の方法を選択できます。

（１）訂正新規申請

新しく１０年用又は５年用の旅券に作り替える方法です。

※ただし、申請日に１８歳未満の人は、５年用しか選択できません。

（２）残存有効期間同一旅券の申請

新しく作る旅券の有効期間を、現在お持ちの旅券の残存有効期間と同じにする方法です。

３ 訂正新規申請と残存有効期間同一旅券の申請の比較

	訂正新規申請	残存有効期間同一旅券の申請
現在の有効な旅券	返納後に失効し、新しい旅券冊子になります。	
所持人自署（サイン）	新しくなります。	
顔写真		
ＩＣチップ内のデータ		
旅券番号		
手数料	１０年用：１６，０００円 ５年用：１１，０００円 子供用：６，０００円	６，０００円
有効期間	発行日から１０年間又は５年間	発行日から現在お持ちの有効旅券の有効期間満了日まで
申請から受け取りまでに必要な期間	広島市に住民登録されている人：６日間 その他の市町に住民登録されている人：８日間 ※ただし、この期間に土・日・祝日、振替休日、年末年始は含みません。	